

各位

会社名 株式会社ハイレックスコーポレーション 代表者名 代表取締役社長 寺浦 太郎 (コード番号 7279 東証スタンダード市場) 問合せ先 専務執行役員 管理本部長 奥村 真 (TEL 0797-85-2500)

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、2025年1月25日開催予定の当社第81期定時株主総会における議題について、2024年11月18日付でLIM Japan Event Master Fundより株主提案(以下「株主提案1」といいます。)に関する書面を受領し、2024年11月26日付でマネックス・アセットマネジメント株式会社を投資信託委託会社とし日本マスタートラスト信託銀行株式会社を受託者とするマネックス・アクティビスト・マザーファンドより株主提案(以下「株主提案2」といいます。)に関する書面を受領しておりましたが、本日付の取締役会において、各株主提案に反対する旨の取締役会意見を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

株主提案1について

I. 提案株主

LIM Japan Event Master Fund (以下「提案株主1」といいます。)

II. 本株主提案の内容

- 1. 議題
 - (1) 当社株式の大規模買付等に関する対応方針(買収防衛策)廃止の件
 - (2) 定款一部変更(資本コストの開示)の件
 - (3) 定款一部変更(取締役報酬の個別開示)の件
 - (4) 定款一部変更(政策保有株式の売却)の件
 - (5) 剰余金の処分の件
 - (6) 自己株式の取得の件

2. 議案の要領及び提案の理由

別紙「株主提案書面 株主提案1」に記載の通りです。

なお、別紙「株主提案書面 株主提案1」は、提案株主1から提出された本株主提案書面の 該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載したものであります。

- III. 本株主提案に対する当社取締役会の意見
- 1. 当社株式の大規模買付等に関する対応方針(買収防衛策)廃止の件
 - (1)当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(2)反対の理由

本議案は、「当社株式の大規模買付等に関する対応方針(買収防衛策)」(以下「買収防衛策」) の適切な導入・運用に関する懸念から、同買収防衛策の廃止を求めるものであります。

当社は、特定の者による当社株式の大規模な買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の拡大につながるものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、大規模な買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるもの、株主の皆様に売却を事実上強制するもの、当社取締役会が代替案を提示するための十分な情報や検討期間を与えないもの、株主の皆様に十分な検討を行うための時間と情報を提供しないもの、当社が買付者等の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者等との交渉を要するものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に反するものが幾つか存在しております。

そこで、当社は、大規模な買付行為の是非につき最終的判断を行う株主の皆様が適切な判断を行うために必要となる情報等を収集・提供し、買付者等の意図する買収後の当社の経営方針が当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであるか否かを評価・検討することを可能とするルールが必要であり、また、かかる評価・検討の結果、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものであると判断される場合には買収提案の内容を改善すべく買付者等と交渉するとともに、必要に応じて対抗措置を講ずる必要があると考えます。

当社は、このような基本的な考え方に立ち、大規模な買付行為が一定の合理的なルールに従って進められることが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、その継続導入について2023年1月28日開催の当社第79期定時株主総会にお諮りし、承認をいただいております。

また、当該買収防衛策を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査役のいずれかに該当する者の中から選任された独立委員会を設置しております。当社取締役会は、当該買収防衛策に定める対応策の判断に際しては、その合理性を担保するために独立委員会に諮問し、原則としてその勧告に従うこととなっております。さらに、当社の買収防衛策においては、大規模な買付行為に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくこともできるものとされており、また一定の場合には必ず株主の皆様のご意思を確認させていただくものとされております。

以上のことから、当社の買収防衛策は、経営者が自己保身を図る手段ではなく、当社の企業価値・株主共同の利益向上に必要なものとして、適切に導入・運用されていると判断しております。

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

2. 定款一部変更(資本コストの開示)の件

(1)当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(2)反対の理由

本議案は、当社が把握する株主資本コストをその算定根拠とともに開示する条文を定款に加えることを求めるものです。

一方でコーポレートガバナンス・コードの原則5-2においては、資本コストの数値自体の開示は求められておらず、収益力や資本効率に関する目標を提示する中で、投資家に対して、自社の資本コストについての考え方、計算式など算出の背景にある考え方や、収益力や資本効率に関する目標と資本コストがどのように関連しているかについて説明することが考えられるとされております。

当社は、2024年6月に開示しました、「『資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応』について」において、当社の現状に関する分析と、それに対する取組みを説明しており、その中には各種ステークホルダーとのエンゲージメントの拡充も含まれております。

当社は、資本コストの開示については、今後の株主・投資家との対話において、その時々の 事業環境や対話の状況等も踏まえて都度検討・対応していくことが適切であり、定款で一律に 定めるべきではないと考えております。

以上のことから当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

3. 定款一部変更(取締役報酬の個別開示)の件

(1)当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(2)反対の理由

役員報酬の決定方針につきましては、当社の事業報告「取締役及び監査役の報酬等の額」に おいて適切に開示しております。

その内容については、企業グループの経営者としての役割・職責に応じた報酬体系として、 グループ企業価値・業績の中長期にわたる持続的な向上を図るインセンティブとして機能し、 株主を始めとするステークホルダーと利益意識を共有できるものとすることを基本方針として おります。当社における任意の諮問機関である指名報酬委員会が、取締役及び執行役員の報酬 等に係る基本方針等について、対象者の役位、責務、実績等を総合的に勘案したうえで審議を 行い、その結果を取締役会に答申しております。

したがって、当社は報酬額の決定プロセスの客観性・透明性は担保されていると考えており、 コーポレートガバナンス・コード補充原則4-2①についても遵守していると判断しております。 また、会社の基本事項を定める定款において、取締役報酬の個別開示といった詳細事項を定 めることは適切ではないと判断しております。

以上のことから当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

4. 定款一部変更(政策保有株式の売却)の件

(1)当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(2)反対の理由

当社は、政策保有株式について、株式保有管理規定に基づき毎年取締役会において取引関係の維持・強化及び金融取引等の安定化等、保有の便益とリスクを勘案の上で保有の適否を精査しており、継続保有に適しない株式については縮減を進めることとしております。

当社は、上記の方針に則り、過去5年間で総額101億円の売却を実施してまいりました。今後も、2024年6月に公表した、「『資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応』について」に記載の通り、政策保有株式の保有高について連結純資産比10%を目標に売却を継続してまいります。

本議案は、政策保有株式の全てについて、2027年10月31日までに処分する旨の規定を定款に 新設することを求めるものですが、個々の銘柄の売却に際しては、投資先との取引関係、当社 の財務状況、投資の計画等を踏まえた慎重な判断が必要と考えております。

また、会社の基本事項を定める定款において、本議案のような期限を設定して資産を処分する条文を定めることは適切でないと判断しております。

以上のことから当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

5. 剰余金の処分の件

(1)当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(2)反対の理由

当社の配当政策は、株主の皆様にとっての収益性と今後の収益予想や将来の事業展開等を考慮し、長期的な安定配当を維持していくことを基本方針としており、環境変化等に応じた内部 留保レベルと長期的な安定配当及び連結での配当性向を考慮して実施してまいりました。

一方で、当社を取り巻く経営環境は、その主たる事業である自動車業界におきましては、電動化の流れが進み、当社に於いては主要製品であったコントロールケーブルの需要減少が続いています。一方で、自動車業界での部品のモジュール化が進み、当社を含む部品メーカーに求められるものが変化してきており、新しいビジネス機会が生まれています。

このような状況下において、当社は競争力のある製品の供給体制の強化を通じた顧客価値の 向上や、新たな付加価値を持った新製品の開発といった施策を推し進め、安定した収益構造と 資金創出力を強化し、将来に向かって当社グループを継続的に成長させ、企業価値を高めるこ とが、最終的に株主の皆様への還元に繋がると判断しております。

本議案は、剰余金の配当等について、当社の置かれた事業環境や業績動向を勘案せず、100%の配当性向を必要として、2024年10月期の当社業績見通しの1株当たり当期純利益から中間配当金額20円を差し引いた、1株当たり41円を株主に配当するよう提案するものです。この結果、当社の基本方針である長期的な安定配当の維持を阻害するおそれがあり、中長期の展望に基づく成長投資の実行にも影響が生じ、企業価値の向上に繋がらなくなる可能性があります。

以上のことから当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

6. 自己株式の取得の件

(1)当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(2)反対の理由

当社は、自己株式の取得は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行と、株主還元の向上を図る手段として有効であると認識しております。

その取得に関しては事業環境、業績動向、財務状態など総合的に勘案し、必要な時に柔軟かつ機動的に実施していく方針であり、2021年度には約10億円の自己株式の取得を行う等、株主 還元に努めてまいりました。

当社は、この数年の収益が伸び悩んでおり、株価低迷によりPBRが1倍を大きく割り込んだ 状態については真摯に受け止めております。

一方で、前述の通り、当社グループの置かれている事業環境は大きな変化に直面しており、 将来に向かって継続的に成長させ企業価値を高めるために必要な設備、研究開発、M&A等も想 定した戦略的な成長投資の実施が必要となっております。

これに対して本議案は、上記の戦略的な成長投資の実施計画や関連する政策保有株式の処分を十分に考慮しておらず、投資の財源確保を困難にする懸念があり、結果として当社の企業価値向上と株主の皆様の利益に繋がらなくなる可能性があります。

以上のことから当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

株主提案2について

I. 提案株主

マネックス・アセットマネジメント株式会社を投資信託委託会社とし日本マスタートラスト信託銀行株式会社を受託者とするマネックス・アクティビスト・マザーファンド(以下「提案株主2」といいます。)

II. 本株主提案の内容

- 1. 議題
 - (1) 剰余金処分の件
- 2. 議案の要領及び提案の理由

別紙「株主提案書面 株主提案2」に記載の通りです。

なお、別紙「株主提案書面 株主提案2」は、提案株主2から提出された本株主提案書面の 該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載したものであります。

- Ⅲ. 本株主提案に対する当社取締役会の意見
- 1. 剰余金処分の件
 - (1)当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(2)反対の理由

当社の配当政策は、株主の皆様にとっての収益性と今後の収益予想や将来の事業展開等を 考慮し、長期的な安定配当を維持していくことを基本方針としており、環境変化等に応じた内 部留保レベルと長期的な安定配当及び連結での配当性向を考慮して実施してまいりました。

一方で、当社を取り巻く経営環境は、その主たる事業である自動車業界におきましては、電動化の流れが進み、当社に於いては主要製品であったコントロールケーブルの需要減少が続いています。一方で、自動車業界での部品のモジュール化が進み、当社を含む部品メーカーに求められるものが変化してきており、新しいビジネス機会が生まれています。

このような状況下において、当社は競争力のある製品の供給体制の強化を通じた顧客価値の向上や、新たな付加価値を持った新製品の開発といった施策を推し進め、安定した収益構造と資金創出力を強化し、将来に向かって当社グループを継続的に成長させ、企業価値を高めることが、最終的に株主の皆様への還元に繋がると判断しております。

一方で本議案は、剰余金の配当等について、当社の置かれた事業環境や業績動向を勘案せず、自己資本利益率の値の向上を主眼として、金119円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額を株主に配当するよう提案するものであり、当社グループによる機動的な資本政策の実施や、当社財務体質の維持を阻害するおそれがあり、中長期の展望に基づく成長投資の実行にも影響が生じ、企業価値の向上に繋がらなくなる可能性があります。

以上のことから当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以上

別紙

「株主提案書面 株主提案1」

第1 株主総会の目的である事項(提案する議題)

- 1 当社株式の大規模買付等に関する対応方針(買収防衛策)廃止の件
- 2 定款一部変更(資本コストの開示)の件
- 3 定款一部変更(取締役報酬の個別開示)の件
- 4 定款一部変更(政策保有株式の売却)の件
- 5 剰余金の処分の件
- 6 自己株式の取得の件

第2 議案の要領及び提案の理由

- 1 当社株式の大規模買付等に関する対応方針(買収防衛策)廃止の件
- (1) 議案の要領

2023年1月28日開催の当社第79期定時株主総会において継続が承認された「当社株式の大規模買付等に関する対応方針(買収防衛策)」(以下「買収防衛策」という。)を廃止する。

(2) 提案の理由

当社は上場の意義が問われている。当社株式は、解散価値である株価純資産倍率 (PBR) が約0.3倍に過ぎず、大幅な1倍割れが常態化するどころか、投資有価証券を勘案した実質的な事業価値 (EV) がマイナスとなる水準で株価が低迷を続けている。EVマイナスとは、プレミアムなしで当社が買収された場合に、事業がタダで手に入るうえにお釣りが返ってくるという異常なバリュエーションを意味する。

キャピタル・アロケーション(資本の再配分)を無視した過剰資本がこの背景にあり、対応する資産としては、2024年7月末時点で、549億円の現預金、流動資産の有価証券で84億円、固定資産に468億円相当の投資有価証券がある。こうした金融投資資産の合計額は約1100億円に達し、2024年11月15日時点の時価総額の約190%に到達している。

にもかかわらず、株価や業績が低迷しても経営者が自己保身を図るのに都合の良い手段である買収防衛策を当社は導入しており、コーポレートガバナンス上の問題が存在する。買収防衛策は、不適切に導入・運用されれば、経営者による「会社の私物化」を可能にし、株主共同の利益をないがしろにする手段として機能するものであり、多くの機関投資家が買収防衛策の導入・継続に反対する。

当社が2024年6月に発表した、「『資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応』について」は、株価のディスカウント要因となっている買収防衛策について触れられておらず、PBR1倍割れと実質的なEVマイナスを放置したままに買収防衛策を継続するのは、上場企業の資格に疑問符を付けざるを得ない。

2 定款一部変更(資本コストの開示)の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

	(下級は多久之間の とれ じょう)
現行定款	変更案
(新設)	第8章 株主資本コストの開示
	(株主資本コストの開示) 第48条 当会社は、当会社が東京証券取引 所に提出するコーポレートガバナンスに関す る報告書において、当該報告書提出日から遡 り1箇月以内において当会社が把握する株主 資本コストを、その算定根拠とともに開示す るものとする。

(2) 提案の理由

当社の自己資本比率は2024年7月末で約62%と高水準にあり、多額の現預金と投資有価証券がその背景にある。当社の過剰資本は、事業リスク以上の資本コストと本業で稼ぐ力を十分に反映しない株主資本利益率(ROE)をもたらすが、当社が発表した、「『資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応』について」は、具体的な資本コストやROE目標を掲げておらず、最適な資本構成に関する議論に乏しい。同開示は、事業基盤と成長基盤の強化を強調するが、資本コストをカバーしない事業の拡大は当社株式バリュエーションのディスカウントをさらに大きくするだけである。

PBRの1倍割れ解消に向けて、事業のハードルレートたる加重平均資本コスト(WACC)を計算するためには、株主から見た資本コスト(株主資本コスト)を把握することが第一歩となる。

東京証券取引所が2023年1月30日に公表した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」では、「我が国においては、経営者が資本コストや株価を意識していないケースが多く、経営者の意識改革やリテラシー向上、企業経営における自律性の向上が必要」、「まずは、経営者に対して、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を行ったうえで、必要に応じて、改善に向けた方針や具体的な取組などを開示することを促していくことにより、それをきっかけとした対話の促進や、経営者のリテラシー向上を図っていくことが考えられる」とした上で、「特に、継続的にPBRが1倍を割れている(すなわち、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、資本コストを上回る資本収益性を達成しているものの将来の成長性が投資者から十分に期待されていないと考えられる)会社に対しては、改善に向けた方針や具体的な取組などの開示を求めていくべき」としている。

3 定款一部変更(取締役報酬の個別開示)の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	(報酬等)
	第23条 (省略)
	2 取締役の報酬については、毎年、事業報
	告及び有価証券報告書において、個別に報酬
	額、内容及び決定方法を開示する。

(2) 提案の理由

PBR 1 倍割れと実質的なEVマイナスが恒常化する当社においては、少数株主の利益を軽視していると言わざるをえない。しかも、株主価値向上の指針が不十分なままに、不適切に導入・運用されれば、経営者による「会社の私物化」を可能にし、株主共同の利益をないがしろにする手段として機能する、買収防衛策を維持しており、当社の取締役会には、当社が抱えるコーポレートガバナンス上の問題を改善する役割を果たし、業績面でも経営陣に責任感を持たせることが期待できない。よって、少数株主がより積極的に牽制を効かせることができるような環境を整えるのが提案の趣旨である。

経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」においては、買収防衛策に関して、「会社としては、対応方針の導入を検討するのであれば、まずもって平時から企業価値を高めるための合理的な努力を貫徹するとともに、それが時価総額に反映されるよう取り組むことが求められる」(企業買収における行動指針33-34頁)としているが、当社の低迷している株価からすると、買収防衛策を導入している当社においては、企業価値を高めるための合理的な努力とそれを時価総額に反映させる取組みが達成されているとは言えない。

対して、取締役の個別報酬は、取締役会が当社の直面する課題をどのように評価し、それを 個別の取締役の報酬にどのように反映しているかを示しており、コーポレートガバナンスと キャビタル・アロケーションの問題の原因を明らかにする役割を果たす。

コーポレートガバナンス・コードは、「原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)」の補充原則4-2①において、「取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンテイプとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。」と定めているが、当社の取締役の報酬制度は、株主共同の利益に資する仕組みとはなっていない可能性が高い。

4 定款一部変更(政策保有株式の売却)の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	第9章 政策保有株式の売却
	(政策保有株式の売却) 第49条 当会社は、2027年10月31日まで に、政策保有株式の全てを処分するものとす る。

(2) 提案の理由

買収防衛策の導入・更新を可能とするような安定株主工作及び恣意的な益出しの手段として機能する政策保有株式は、経営者の規律付けの弊害となるが、当社は、2023年10月末時点で約430億円もの政策保有株式を保有し、これは純資産の2割超に達する。

そもそも、政策保有株式は、リターンの割にはボラティリティの高い非コア資産である。 「持続的成長への競争力とインセンティブ〜企業と投資家の望ましい関係構築〜」プロジェクト(伊藤レポート)が提言・推奨するように、上場企業には、「目指すべきROE水準と資本コストへの認識を高める」(同13頁)ことが求められているが、当社の政策保有株式は事業リスク以上の資本コストと本業で稼ぐ力を十分に反映しないROEをもたらす。

そこで、当社の政策保有株式の縮減を速やかに実施させるべく、一定の期限までに政策保有株式の全てを処分することを当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案するものである。当社の政策保有株式の流動性を鑑みるに、3年間という売却期間は十分な余裕をもって対応することができる期間である。

5 剰余金の処分の件

(1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金41円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当 社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額(本定時株主総会において当社取締役 会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金41円)

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額(配当総額は、1株当たり配当額に2024年10月31日現在の当社発行済み普通株式総数(自己株式を除く。)を乗じて算出した金額)

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、3週間後の日

(2) 提案の理由

当社株式に対する極端な低評価は、最適なキャピタル・アロケーションを無視して、資本効率の悪化を招く多額の現預金や政策保有株式を中心とする投資有価証券を温存し、それらに対応する過剰資本を放置した結果である。株主資本の肥大化がさらに膨らみ、PBR1倍割れと実質的なEVマイナスが長期化することで、企業・株主価値が毀損し続けるリスクを勘案するならば、当社の資本効率が悪化し続ける悪循環に歯止めをかけるべく、本格的な株主還元に踏み切ることこそが、少数株主保護に資する。

東京証券取引所が策定したコーポレートガバナンス・コードは、「原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表」において、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。」と定めるが、当社が2024年6月に発表した、「『資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応』について」は、PBR改善に向けた数値的な具体性に欠け、当社は「株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明」することを怠っている、と言わざるをえない。

そこで、少なくとも100%の配当性向が必要となり、上記(1)に記載のとおり、2024年10月期の当社業績見通しの1株当たり当期純利益から中間配当金額20円を差し引いた、1株当たり41円を株主に配当するよう提案するものである。

6 自己株式の取得の件

(1) 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数300万株、取得価格の総額48億円(ただし、会社法により許容される取得価額の総額(会社法461条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社の自己資本比率は2024年7月末で約62%と高水準にある。時価総額に対して不釣り合いに大きい金融投資資産や過剰資本を放置したままでは、株主資本コストにROEが劣後する非効率的な資本配分を是正できないため、PBRの1倍割れが恒常化し、実質的なEVマイナス幅が拡大する可能性も高い。

よって、抜本的な自社株買いが必要となる。上述のとおり、現預金や本業に資さない投資有価証券を時価総額の約190%相当分も抱えているため、自己株式の取得原資は十分にある。提案した株式総数は、当社株式の過去1年の売買高の20%に相当し、流動性の観点からしても、

以 上

別紙

「株主提案書面 株主提案2」

1. 提案する議案: 剰余金処分の件

(1) 議案の要領:

年間の配当金総額が純資産の3%に相当する金額となるよう、以下の通り剰余金を処分する。 本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分に関する議案を提案する場合 には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金119円から、本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された 当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額(配当金総額は、1株当たり配当額に2024年10月31日現在の当社発行済普通株式総数(自己株式を除く。)を乗じて算出した金額)

エ 剰余金の配当が効力を生ずる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、3週間後の日

(2) 提案の理由:

本議案は、純資産配当率 (DOE) 3%相当である年間52億円の配当支払いを企図するものです。 当社はコントロールケーブルおよびドアモジュールにおいて高い市場シェアを有しています。 しかし、2018年10月期以降ROEは5%を下回り始め、その後の平均値は0.1%に留まり、PBRも0.3 倍程度で推移しています。その主因は、過剰な純資産の蓄積にあります。

ROEの低下を是正し、企業価値を向上させるためには、利益率の改善と並行して、株主還元を通じた純資産の最適化が不可欠と考えます。

当社の時価総額は2024年10月末時点で582億円ですが、2024年7月末時点で、633億円の現金等に加え、477億円のその他金融資産を保有しており、今後の投資を見据えてもDOE 3%は過大な水準ではありません。

東京証券取引所の要請に端を発し、上場企業に対する「資本コストや株価を意識した経営」の要請が高まるなか、当社は株主資本を適正化するために株主還元を拡大する必要があります。一方、非公開化により、上場企業に求められる要請から離れて経営を行うことも合理的な選択肢であると考えます。

以上